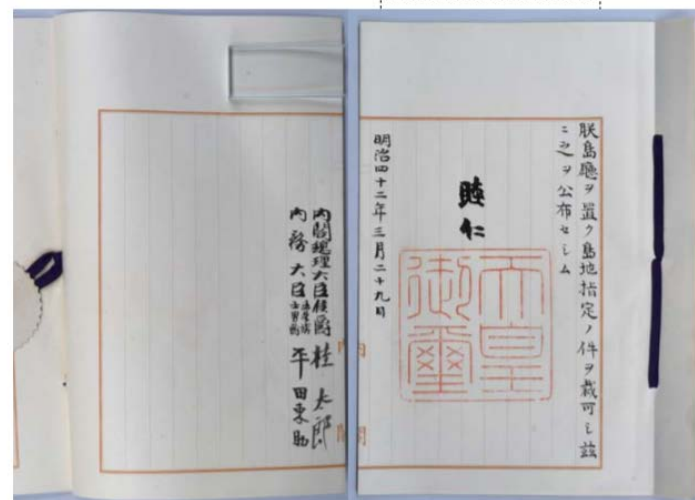


島廳		ヲ置ク島地左ノ通指定ス	
原縣名	島廳名	管轄區域	
東京府	小笠原島廳	小笠原島、南鳥島、中ノ鳥島	
大島島廳	八丈島廳	八丈島、小島、青ヶ島、鳥島	
長崎縣	對馬島廳	對馬島	
島根縣	隱岐島廳	隱岐島、竹島	
鹿兒島縣	大島島廳	大島郡	

該當部分他人

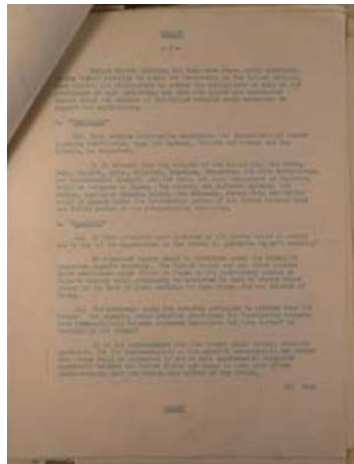
該当部分(内容見本記載箇所)



資料例2 サンフランシスコ平和条約の草案作成過程において、竹島が日本の領土に含まれるとの認識を示す文書

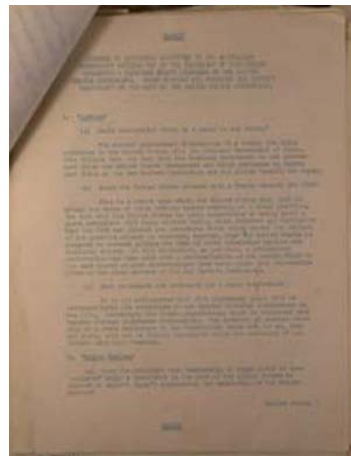
No.5 米国「対日講和7原則」に対する豪州の質問に対する米国の回答 (P18-19)

- サンフランシスコ平和条約の起草過程の初期段階において、米国が条約の要点をまとめた「対日講和7原則」を関係国に提示し、それに対しオーストラリアが質問し、米国が回答した一連のやり取りをまとめたオーストラリア外務省作成の文書。(条約起草経緯につき右図参照)
- 米国は、領土に関し、竹島が古くから日本であると認識されており、日本によって保持されるであろうと考えられる旨回答している。
- 更に、この米国の回答の写しが、英国国立公文書館において、英国外務省の文書ファイルの中から発見され、英国と共有されていたことが確認された。(報告書P19)
- この米国の回答については、米国側の文書については、既に国務省ホームページにおいて公開されているが、オーストラリア及び英国が受け取った回答について広く公開するのは初めてとなる。



資料タイトル
→

ANSWERS TO QUESTIONS SUBMITTED BY THE AUSTRALIAN GOVERNMENT ARISING OUT OF THE STATEMENT OF PRINCIPLES REGARDING A JAPANESE TREATY PREPARED BY THE UNITED STATES GOVERNMENT. THESE ANSWERS ARE INFORMAL AND WITHOUT COMMITMENT ON THE PART OF THE UNITED STATES GOVERNMENT.
米国政府が準備した日本との条約に関する原則に関する声明から生じるオーストラリア政府から提出された質問に対する回答



該当部分
→

3. "Territory"
3. 領域

- (a) More precise information concerning the disposition of former Japanese territories, e.g. the Paracel, Volcano and Marcus and Izu Islands, is requested.
(a) 西沙諸島、硫黄島並びに南鳥島及び伊豆諸島等の旧日本領の処分に関するより正確な情報が求められる。

It is thought that ..., Takeshima, ..., all long recognized as Japanese would be retained by Japan. ...
...竹島...はすべて古くから日本と認識されており、日本によって保持されるであろうと考えられる。

オーストラリアからの質問
米国の回答

作成時期	1950年(昭和25年)10月
編著者	オーストラリア外務省
所蔵機関	オーストラリア国立公文書館

※(公財)日本国際問題研究所との連携調査案件。

サンフランシスコ平和条約起草時における関係国協議経緯

ポツダム宣言受諾

※P3参照

日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国と「吾等の決定する諸小島に局限される」とされた。



1947年頃～
米国内及び英連邦諸国において
それぞれ条約起草に向け作業、意見調整

※1950年6月、朝鮮戦争勃発(検討内容に影響)

1950年9月
「対日講和7原則」

No.5

米国、条約の内容を簡単に7項目にまとめた形で関係国に提示し、非公式協議

1950年10月19日 オーストラリアが米国に質問
1950年10月 米国がオーストラリアに回答



1951年3月23日
米国草案作成

米国、条約草案を関係国に提示し、協議

1951年4月25日-5月4日
米英事務レベル協議

No.6

米国、草案を独自に作成していた英国と事務レベル協議、米英共同草案作成(1951年5月3日)

1951年6月14日
改訂米英共同草案

米英協議で作成した草案を改訂、7月、関係国に提示され協議



1951年9月8日
サンフランシスコ平和条約調印

1952年4月28日発効

(参考)竹島に関する資料調査委員会

竹島に関する資料調査事業(概要)

- 国の委託により、民間調査会社が、有識者からなる資料調査委員会の助言を得て、尖閣諸島に関連する資料、文献を調査。我が国の立場をより客観的かつ説得力のあるものとし、発信、啓発の効果向上に役立てる。
- 竹島に対する我が国の平穩かつ継続的な主権の行使を示す資料、サンフランシスコ平和条約の起草過程における米英等の認識等を含む 諸外国の認識を示す資料などを中心に調査。
- 本事業は平成26年度より実施しており、平成30年度で5年目。
- 本事業の成果物たる資料調査報告書は、ホームページに掲載し、領土・主権展示館でも配布。必要に応じて展示にも反映。

竹島に関する資料調査委員会(平成30年度)

<竹島に関する資料調査委員会 委員>

塚本 孝	東海大学法学部教授／国際法
高井 晋	笹川平和財団海洋政策研究所 島嶼資料センター特別研究員／国際法
中野 徹也	関西大学法学部教授／国際法
浅羽 祐樹	新潟県立大学教授／日韓関係
杉原 隆	島根県竹島資料室特別顧問
藤井 賢二	島根県竹島問題研究顧問

助言

地元の郷土史家等を中心とする研究チーム

(兼) 藤井 賢二 島根県竹島問題研究顧問
山崎 佳子 島根県竹島問題研究会委員(第2～4期)
内田 てるこ 島根県竹島資料室嘱託員
大崎 博之 (株)ストリームグラフ取締役

(研究チームが資料調査を実施)

○委員会開催実績

- ・H26年度 7月(松江)、11月(東京)、1月(東京)、3月(東京)
- ・H27年度 7月(東京)、11月(東京)、2月(松江)
- ・H28年度 7月(東京)、11月(東京)、1月(松江)
- ・H29年度 7月(東京)、11月(隠岐)、3月(大阪)
- ・H30年度 7月(隠岐)、1月(東京)、3月(東京)

○資料調査報告書

国、自治体、海外の公文書館、学術研究施設等に所蔵する資料(公文書(外交記録を含む)、古文書、地図、写真、新聞等)を調査。我が国の主張を裏付けるもののうち、資料的価値の高いものを毎年度「資料調査報告書」にまとめ公表。

《年度ごとの掲載資料点数(カッコ内は年代区分※)》

- ・H26年度 竹島 16点公表(②、③、④、⑤)
- ・H27年度 竹島 17点公表(①、②、③、④、⑤)
- ・H28年度 竹島 12点公表(③、④、⑤)
- ・H29年度 竹島 13点公表(①、②、⑤)

※年代区分… ① 江戸時代の資料
② 1905年(竹島の島根県編入)以前の資料
③ 1905年の島根県編入に係る文書
④ 1905年以後の資料
⑤ 戦後の資料

(参考2) 竹島に関する資料調査 これまでの主な成果

1905 島根県編入
閣議決定

1945
終戦

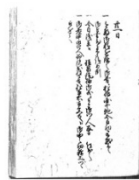
1953 韓国
不法占拠

主な出来事

米子の商人による利用等 (江戸期) 中井養三郎が編入と貸下げ願い出 (1904年) 島根県による竹島の名称と所管の告示 (1905年2月22日) 許可漁業としてアシカ猟を設定 (1905年) 政治上行政上の権力の行使を暫定的に停止する指令 (SCAPIN-677) サンフランシスコ平和条約調印 (1951年9月8日) 李承晩ライン (1952年1月18日) サンフランシスコ平和条約発効 (1952年4月28日) 爆撃訓練区域として提供 (1952年7月26日)、解除 (1953年3月19日) 日韓間の口上書の応酬

資料調査事業
で新たに確認、
収集した資料
(例)

上段: 公文書類
下段: その他



27/9

「松島丸干鮑」
新たに竹島の
利用実態が伝
わる記述を確認
(竹島産のアワ
ビを献上した記
録: 1695年)



28/13

「鉱工業事項(商工省) 試掘掘許可」
竹島における鉱業
権を許可 (隣鉱試
掘許可: 1939年)



28/18

SCAPIN-677
(米国控え原本)
米国国立公文書
館 (NARA) の特
別許可で原本を
撮影 (1946年)



28/25

ラスク書簡(米国
控え原本)
韓国の竹島の領
有主張を明確に
否定した書簡。
NARAの特別許可
で原本を撮影
(1951年)



29/33

英米間協議(第7回
会合議事要旨)
サンフランシスコ平
和条約で竹島を日本領
土に残すことが確定
した協議の記録
(1951年)



29/36

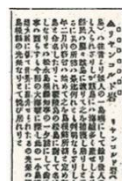
竹島は日本領であるとの見方を
示した在京英国大使館の報告
在東京英国大使館発英国外
務省宛報告 (1955年)



「松島之図」 27/10

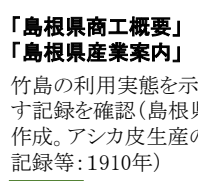
竹島単体を描き、鬱陵島とは
区別して捉え、正確な知識を
得ていたことを示す資料を確認。
(1895年の写し。元図は
江戸期作成)

竹島の素描画(英国海軍)
鬱陵島写真(個人蔵)等



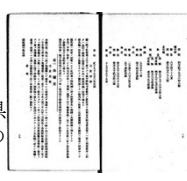
28/10

「リヤンコルド岩」
秘密裏に編入が行わ
れたわけではないこ
とを示す記事を確認
(島根県編入を伝える
記事: 1905年)



28/11-

「島根県商工概要」
「島根県産業案内」
竹島の利用実態を示
す記録を確認(島根県
作成。アシカ皮生産の
記録等: 1910年)



サンフランシスコ平和条約により竹島が日本に
残されることとなった経緯に関する資料(起草
過程の資料: 米国、英国および連合国の認識)

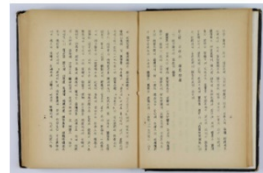


29/11

竹島における漁業の
再開を求める陳情書
戦前の竹島における漁
業実績を正確に記載。
(1951年)



「李ラインへ荒波高く」
海上保安庁巡視船に
よる領海警備の写真を
確認(日本海新聞記
事: 1954年) 27/19



28/15-

「独島問題概論」
竹島に対する韓国政
府の領有根拠が希薄
であったことを示す記
述を確認 (1955年)

過去の調査
で確認され、
資料調査事
業で収集され
たもの(例)

上段: 公文書類
下段: その他

鳥取藩政資料「控帳」
「御用人日記」(江戸期
の竹島の認識、利用)

島根県漁業取締規則、竹島
漁業合資会社関係、許可漁
業鑑札(漁業許可関連資料)

竹島の貸下や官有地
借用願、使用料の支
払い、民間人取締協議
記録 (1905年-)

水路誌、海図関連
(1906年-)

爆撃訓練区域指定
関連資料(官報:
1947年-)

爆撃訓練区域指定、解除
関連資料(外務省告示等:
1952年-)

アシカ猟の許可、隠岐島
漁連への漁業許可(許可
漁業の復活: 1953年)

「渡邊洪基松島ノ議」(竹
島が日本領としての認識
を示す資料: 1876年)

島根県編入前の漁労実態
の記録(1903年の実績等
島根県公文書中の記録)

軍による調査記録
(海軍による調査等:
1904年-)

島根県知事、島根県の
上陸視察関連資料
(1905年、1906年)

サンフランシスコ平和条約
起草過程に関する資料
(国内、米国、英国)

海上保安庁と島根県による
合同上陸調査、島根県水
産試験場による上陸調査
(1953年-)

韓国による不法占拠に対
する継続的な抗議に関す
る資料 (1953年-)

大谷家・村川家関連
文書(米子の商人に
よる竹島の利用)

大東輿地図、八道総図、
大韓地誌等の韓国的主
張の矛盾を示す資料

島根県誌、島根県案内、
隠岐島誌(県刊行物に
竹島の記載: 1923年-)

竹島、鬱陵島に関連する
絵図、地図類(各年代)

竹島、鬱陵島に関連す
る報道資料(各年代)

ヴァン・フリート特命報告書
(竹島は日本領との立場:
1954年)等、米国作成資料